

令和 7 年 12 月 19 日
国立健康危機管理研究機構

職員の懲戒処分について

下記のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、公表します。

記

事項	内容
処分量定等	(行為者) 国立看護大学校講師 (50歳代) 停職 1月
事案の概要	行為者は、正当な理由なく無断欠勤を繰り返し行い、届出を行うことなく兼業を行ったものである。
処分年月日	令和 7 年 12 月 18 日

連絡先

国立健康危機管理研究機構

担当: 人事課長 嶋原

電話: (代表) 03-3202-7181

(FAX) 03-3207-1038